

聖德太子傳一代記

又 2

4604

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23

門又2 又2
4604 4604

柳亭種秀著



聖德太子御一代記

玉蘭齋画圖

松林堂板

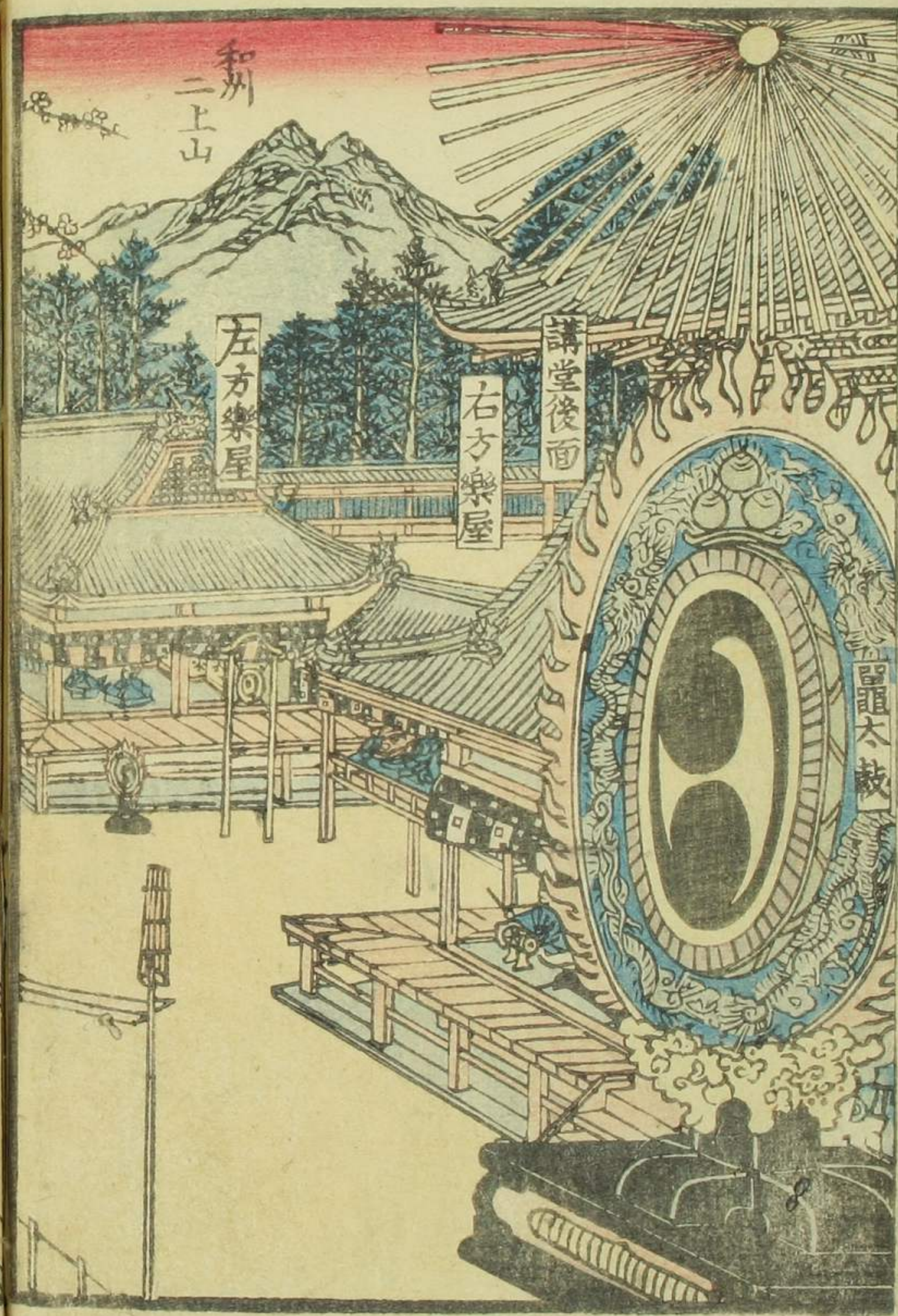
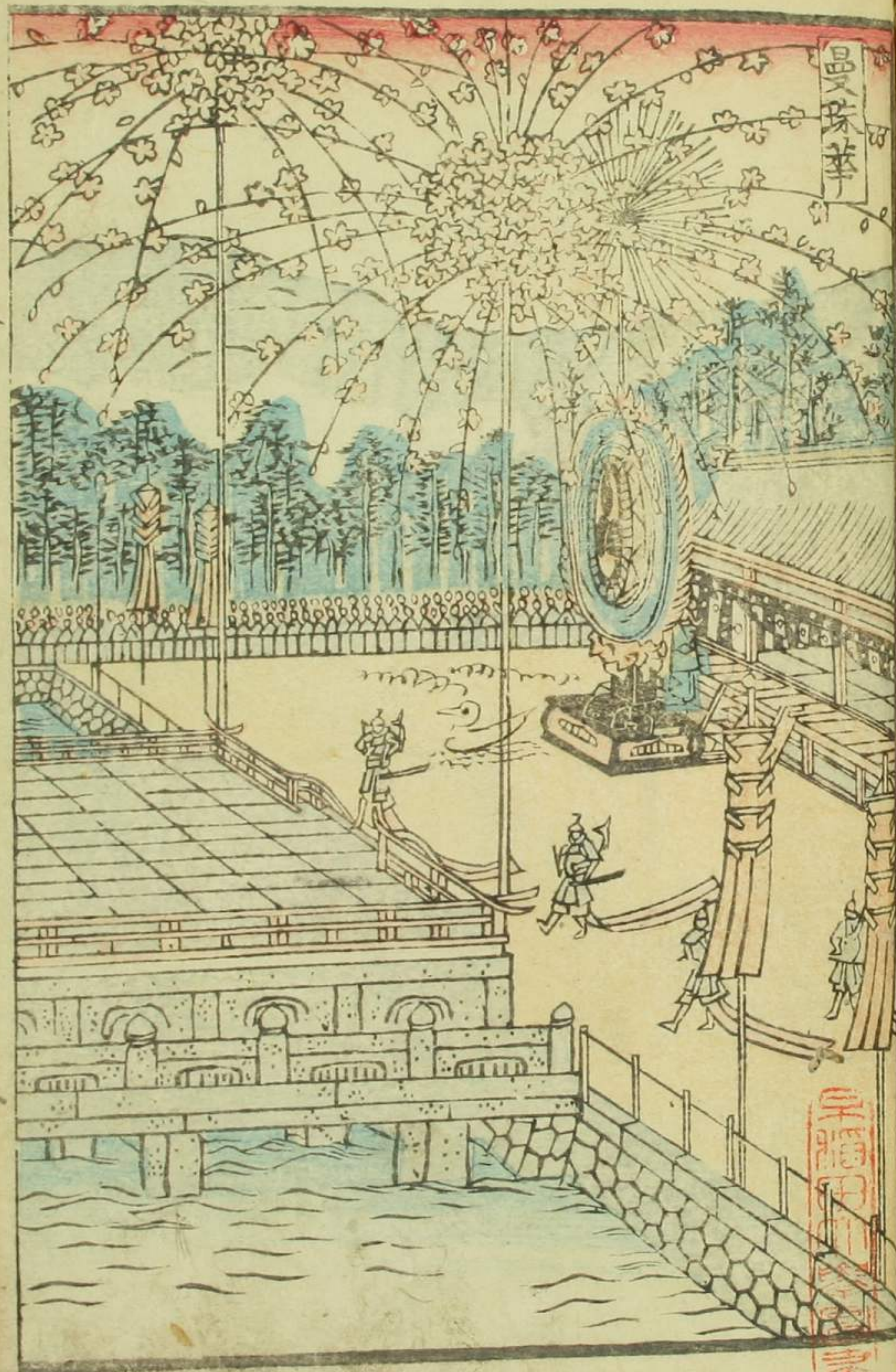
故 横山有策氏
昭和四年五月
寄贈
朝喜園 松林堂

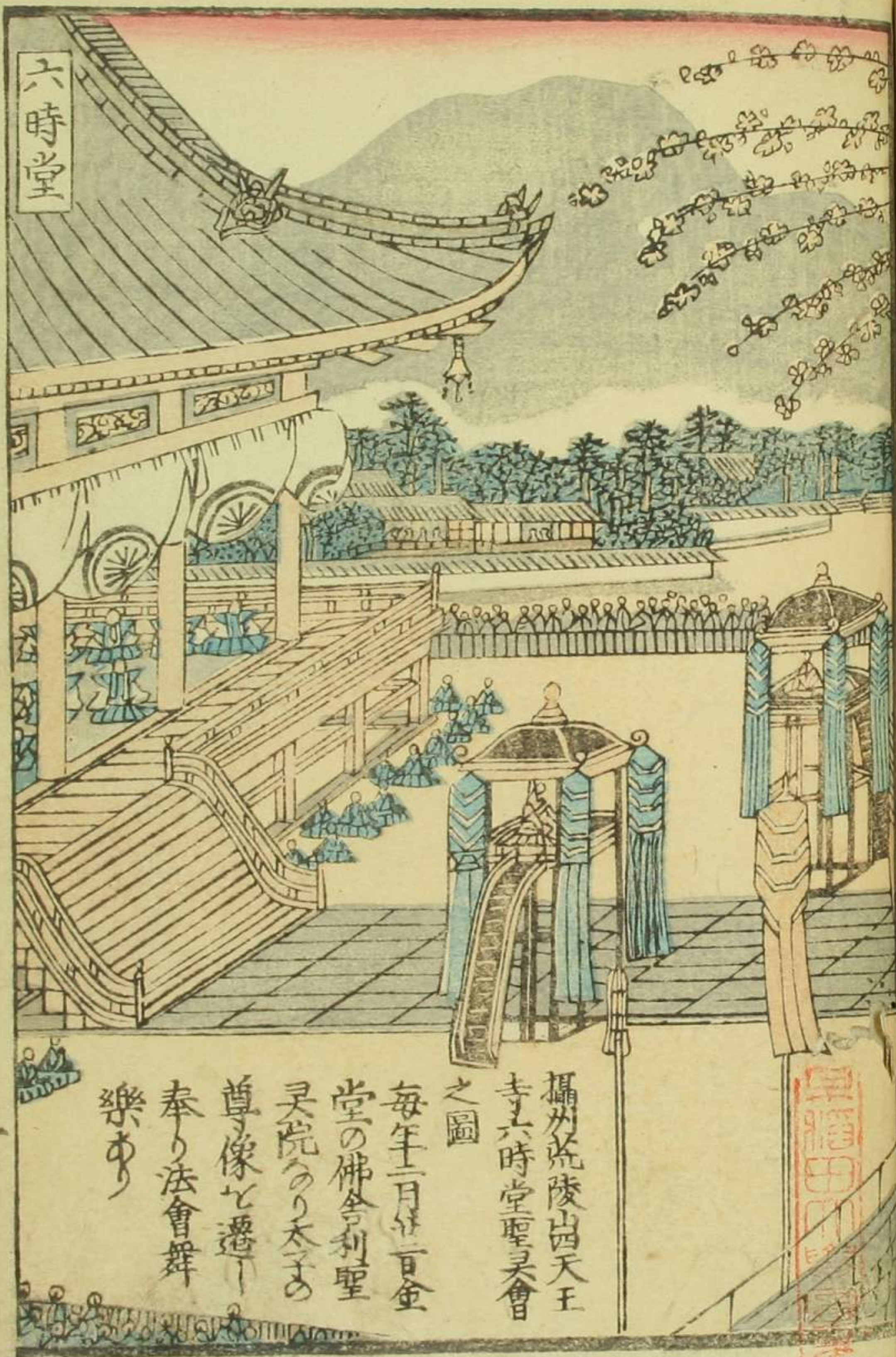
太子御界傳

舊草子達觸 吟書 蕭許我
通啓蒙北百圖帝 秋迦真樂人
能施四ハ難仁王座

油
街 松林堂

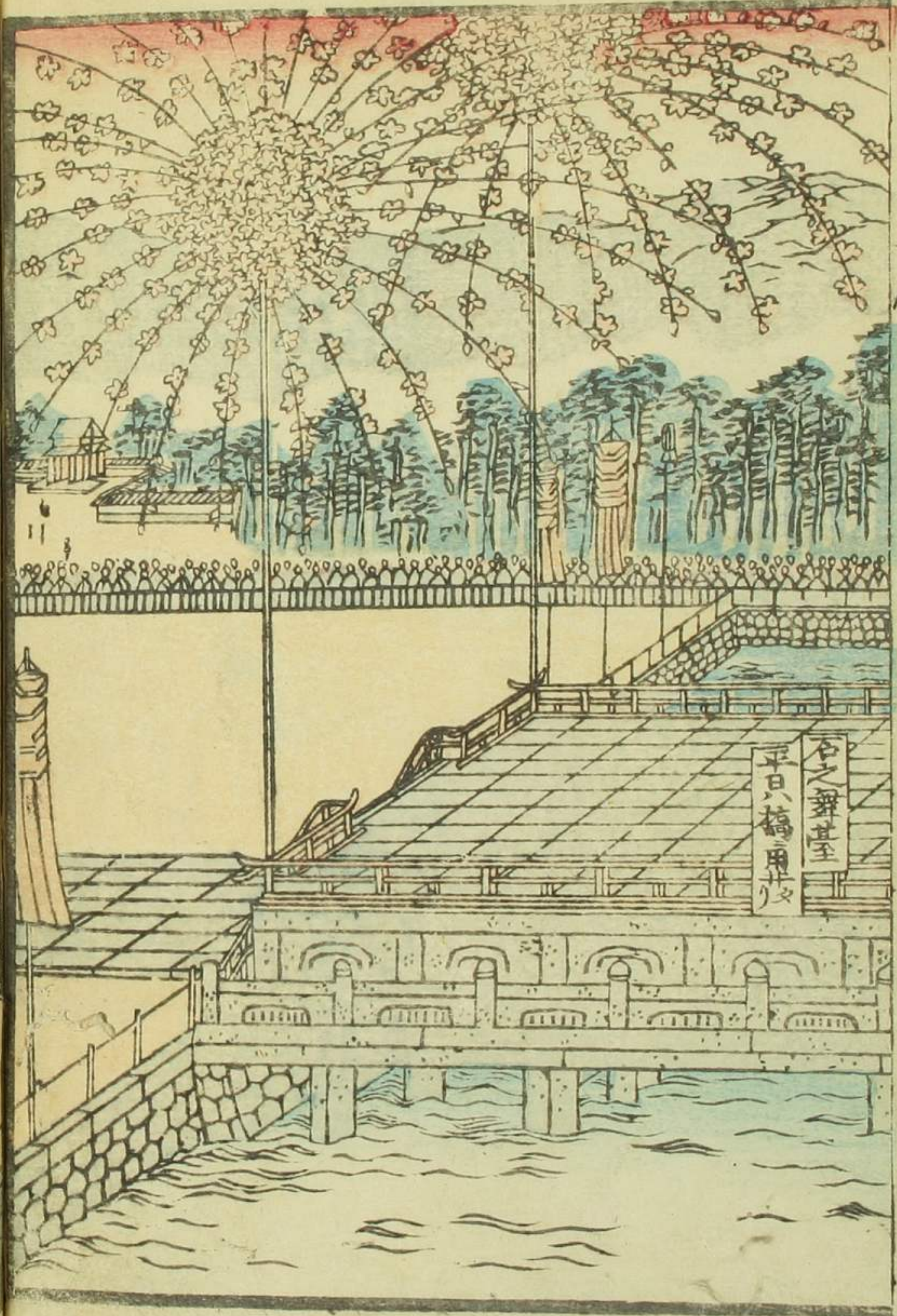
聖德太子（後略）の御一代佛法興立の次第を略記せんとする所の書に於て可
（太子）ら上宮聖徳法王帝説に極く古し太子傳暨同備講上宮皇太子菩薩傳
（太子傳）太子傳補闕記仮名太子傳ホハレと云りあり聖異記往生傳尤享釋書の
（類）類其餘諸寺の縁起を載る如普く通覽する所咸大同小異あり特日
（本紀）本紀小記をせんとして之を以て純正の御傳とせんものと猶潤飾の文は
（他書）と云へば此の小冊は其の爲に編める所假名傳と云ふと一
（紀事）間他書の所説を採りて引用の書名を注すと云ふ所は流し頗る多し
（常理）る紀事の荒唐は浮圖氏の常也常理と云ふと誤るも勿と云ふ





六時堂

攝州院陵出天王
寺六時堂聖靈會
之圖
毎年二月廿百金
堂の佛舍利聖
灵院のり太ま
尊像を遷し
奉り法會舞
樂あり



八日舞臺
平日梅座

九十一

太子御畧傳

招祿翁謹抄

聖德皇太子ハ三十二代用明天皇の皇子御母ハ穴穗間人皇女トヤ
 三十三代欽明天皇の世二年辛卯正月元日間人皇女の養女
 金色の僧来リテ口中入ると云々ハ懐妊あり十三月を孕みて世代
 敏達天皇元年壬辰又正月元日ハ正午刻沓瀧産ありせらる
 御産の前ハ母ト云々ハ時産の氣ハ急平小生と云々ハ
 けりともりく麻戸の皇子ト申奉る禮嚴義麻麻の沓瀧自御
 一ノ異香薫る云々ハ更ハ人間ト云々ハ沓瀧父母
 沓瀧の心より云々ハ斜産湯の乃小の井と云々ハ沓瀧の
 井ト東井千塚赤漆井ト号く東井ハ沓瀧ハ大和國多武
 郡の西麻麻小春井の灵水ト云々ハ有と云々ハ又ハ傳ハ人ト云々ハ

一

事奉せし一ハ小蘇我大臣の女月登姫十七歳二ハ小蘇我大臣の女
 日登姫十八歳三ハ守屋大臣の女王照姫十九歳四ハ金村大臣の
 女王安姫十七歳五ハ秦河勝の女唐花姫歳詳あり云々ハ
 皆ハ容儀秀且稟性貞清ありこの姫達太子と傳ハ奉る
 と云々ハ

念々念々念々云々ハ念禪法師古法師皆云々ハ
 古法師。生る子の下ハ孫宣羅云々ハ此詞ハ太子御生
 するの事云々ハ云々ハ意味深長のみあると五人の傳女ハ地
 井四天王等の化身云々ハ故云々ハ知りてか云々ハ歎ひ云々ハ
 一とあり後人の云々ハ此を云々ハ
 ねのまろく小法師掾の云々ハ下云々ハ六の云々ハ木の下云々ハ

太子傳



聖徳太子降誕まじ
 五人の侍女かづき
 奉る園

同本羅羅のさうらふおねく法原みねとつけてる法原みひ
 せう露く法原みねとつけて念く法原み引せうそ法原みひと
 へえ及くの小川へ襦袢清みねとつけてる梅の木の下みひ
 きららのさうらふおねと傾ふとありて道百廿年むらうのさうらふおねと
 ○かくて太子はさぶ二女ありせり父とも右の河堂実かせるるへ
 父東文母の北もつひみねかせりひけるふ二月十五日玉照照法
 探せまゝせたるお実の四念のころひとる滞の河を夜と出させ
 のひ川をためてまてへ傳女の起發ぞ使るしとありてありて
 小層と歌しとる未禱のそをを清く東に向て立南無佛くと
 ち声小三度祿右の河堂と実とて人へ白玉碎身の舍利取
 中と照とて白盆の如しとて法を如く合掌乳洋せとる

上一人より下万氏は是と覺是と覺後教せとるく法佛の再来とを崇
 びてまゝつとるは舍利今も法隆寺におまゝ南無佛の舍利とては
 け日名かも釈迦牟尼如来涅槃の日におありてるの亦いと稀有○たま
 かの春二月二日桃花の雨高ふ極豊日名の河邊をみれば父東文太
 子お松と相と二の枝をおくをせとるをひけ松と相への目も祥雲の
 花く但一の目と太子の心ゆめとる物とありてあすと信する人へ太子
 松の枝とてくをを因縁とてのさうらふ文とていつふけの世間無花を
 賞統しとるさうらふおねとありておねとありておねとありて
 愛したるふと心おねとありておねとありておねとありて
 一旦業ゆめとる哀れ必有り松の紅葉の生るる速長きかつとる

太子傳

六

其の母山竹女采女小のりて中を心考の切ある小流あらんとてまきまき
 薄古の伯瑜後世の改身公相をとりて一子あるまきまき之嬰見小中一子
 其奇といふべし○太子五女の正月元日朝廷の御大礼小太子小由とて人
 をさくごる小心装束ありん大地と出せし事以南殿の階中あて天
 子と捧しる事小王朝の定とて一度地を履た事小別九五の位小昇
 のひかきさあま六の成長の後天祚うけさせし事とあてをばと教
 うぬの由ありけると太子字をさくごる事天子とあるとをまきまき時の帝
 と神依し天下の政と掌握して云ふ佛法を弘通見とほる大教あ
 るべとて清くつとも愛ふる事とてその事ひける今より百歳より
 り改化ある事可博士といふものを作とて字と益書と後とを
 学びし事とてつとて知るの類教異國の昔もその例とさかす



太子六女
 の冬十月
 二百卷とて法經

二百卷とて法經
 百餘國より經論
 此の時
 由は時來る廿八年以て欽明天皇
 任後十二年小初に佛像經卷を渡し給ふ

太子傳

披瀝のりもあつりふりりよまぬあへんまひたるり太子はけ二百巻といと
 管易く後めひ及義をの精く晴りし事ふ〇七葉のまふ二月帝のし
 めく煙の義を流流あつまふ六初日とい毎月八十四日十日廿二日廿五
 晦日の六日といふことけりあつて修むを修む日といふる中申あつり
 元元まふ二葉秋二夜の比岸も天上界あつて元生の善悪を記しあつて
 日あまふとて東法国ふ命せえ六初日比界中教生修改あつてまふ
 〇太子ハ女の山時冬十月新羅国より金船の修改の儀三葉といはたり
 とさふ物那の守を大臣連出せしむ色けるは皇国ハ神聖の遠まふし神の
 皇孫の傳くく君とあつて知ろくめは国あり他邦の教を借らざれども
 山海く治りて天下泰平あり今異域の神を祀りあつて固有の法神
 祝ひのりハ国家喜慶の基といふと謙まら太子まふとあつて神

此水波の踊るはれと修り用まへを修りて建元興寺といはりけり
 一上下の信作流くまふ〇太子九葉の山時夏六月の三日律国歌
 波浦ハ土師連ハ馬といふ歌といく唱あつての修改まふと天う 夏元の
 者際うまふて歌を種ハ鳥怪といふ歌といつて修改まふ歌
 秋宮の麓ハ修る声ハ誰をたしふ修改まふ四方の茶共ハ夏元
 尼一の歌天の 末南ハ修る夏元星豊といふ夏四方の茶共と二葉を
 う唱ひんちりうう茶あつて虚空ハ修り夫がまふハ鳥のよハ修改まふ
 元元太子秋のゆりまふといふ修改まふは是ハ天の四方ハ修改まふ
 惑といふ星あり夏と鎮ハ大と司り南方ハ修改まふといふ夏大星と
 あり四方の茶共ハ修改まふあるまふ人民のまありまふといふ修改まふ
 聡耳といふる聡いといふ修改まふ修改まふハ修改まふハ修改まふ

手

太子傳

一時よとあげさせしを二小種分し事ひひりしき事を懸解らすせしむ
 かくのぞく其身の敏能むを豊聰身の白王子ともよひまらぬ○太子十二夏の
 秋帝元年新羅國ふてつきて任那國と立んとす所百濟國ある大章
 北國造の不達寧日羅とのふ者與て勇ありとすの軍政と深其ふ
 紀國造押勝と吉備の部丞羽高とをきくと時芳とすふ百濟國王
 をいぬの傍とて皇國の威小懼むと渡らるる日羅の常小大能の
 光を身より放つ相あり異人ありとす子とすを試えんと賊とす童の女
 小の身とめり百姓の子供とす日羅の族敏の造と排細とすを
 見つけは兒元人小あはせとて大子のあひのよを日羅履と後で遣ふけ
 つ大子の殿小あげかくまひいかけ日羅へ太子のお身唐の街山南岳
 小在らる時の子ありけきあるかしく思辰の袋束と改日

羅不の對面ありけ時太子の眉間より光明を放つ師弟ともあはる小兒
 あらふ常小日天と誅せ徳とらや小は過を語り命とす小の序日羅
 小汝をりて狂死の相あり悲むべとのたまふ果て今西十二月
 従者徳爾余奴まどらふ者小殺さるぬと長とすむ畧と○太子
 十三夏の秋九月百濟より石像の孫勒井と執る獲枝大臣この佛像
 と賜り又豊浦里小七堂大伽藍と建立せむ天子因出嚴寺とす
 一食く二七日の間祈禱ありたる小一粒の舍利飯の上より現る大臣
 悦ぶとす未代小奇異を示すふ小と舍利と後復小重換禪と
 めてかりとすおまらる小換へ四のまど舍利とすむいよく光明を放ち
 けり獨作の波とすまると豊浦五重の塔の心柱の个小と収めける

太子傳

十一

六時佛法のりづく
弘まのけまの傍に

一人のり太子とま

あつぬるふおちめ

月益日益玉照

三人の

女と

教化



尼とまのり寺おまをせし法をて若依禪心と号するを
抑欽明天皇の四代お始に渡して佛像ハ守屋大臣の父尾雲大臣
頃天下疫病流行りけま夷狄の人物とて天神神祇の怒らせぬ
が故ありとて孰波城に八葉宿目大臣が寺とあるる向原の家を焼失
ひしお大子十四人のごとく三月まの徳国疫病おきて死ぬるもの甚
し守屋の大臣中臣の勝海大夫とてお燈お佛法と興りお板くと奏
其のまのまのりてお佛おりてとてお詔ありとてお二人ハ三浦お
出張官人お知る塔と例し佛殿佛像ありあり焼拂ひ焼滅する佛
像ハ孰波にお垂てせけりまの三人の尼の二夜と別を焚燬く海不指市
の亭にお焚掃との時帝と守屋の大臣瘡おて惱まひ諸国の民も
瘡おき出との苦痛焼るお知くお摧るるて啼つて死ぬるもの甚

大正

十二

太子傳

二ハ佛像を焼つる出来あらんとて中々の亦あつて六月のころに後醍醐天皇
 奏して曰臣の病を治すべくして愈々佛力を慕はるる治し給へと
 中。さ。六。女。入。佛。法。を。弘。ふ。べ。と。勅。作。あり。て。之。人。の。尼。を。放。ち。是。と
 中。大。臣。約。小。精。舎。を。立。佛。と。安。座。し。尼。を。ま。ま。せ。せ。さ。か。く。供。養。し。致
 弘。也。秋。八。月。朔。日。の。つ。帝。帝。佛。惱。強。留。す。ま。ひ。つ。の。不。萌。御。ま。り。く。な。ま
 ば。續。宮。を。廣。徹。お。起。し。後。我。守。屋。兩。大。臣。誅。せ。と。之。萌。御。を。悲。な。ま。も。と。を
 と。と。あ。る。は。後。醍。醐。大。臣。の。力。を。佩。ら。る。ま。ゆ。え。勤。ら。ま。る。身。を。さ。か。さ。ら。ひ。て
 備。矢。を。負。つ。る。崔。の。如。し。と。嘲。ら。る。又。ち。登。八。俣。し。ま。る。と。之。手。脚。を。あ
 と。あ。る。人。ら。む。は。後。我。嘆。に。その。手。を。終。つ。懸。う。む。よ。く。唱。べ。と。云。は。る。の
 同。之。月。朔。日。太。子。の。山。父。東。宮。心。希。佐。あり。帝。宮。を。磐。余。の。池。に。造。り。池
 の。邊。の。准。觀。宮。と。し。後。亦。用。明。天。白。手。を。な。ま。る。○。太。子。十。五。女。の。正。月。朔。日
 御。惱。甚。し。く。は。ま。ま。色。の。つ。の。外。の。池。に。あ。つ。太。子。の。も。く。深。く。歎。息。す。

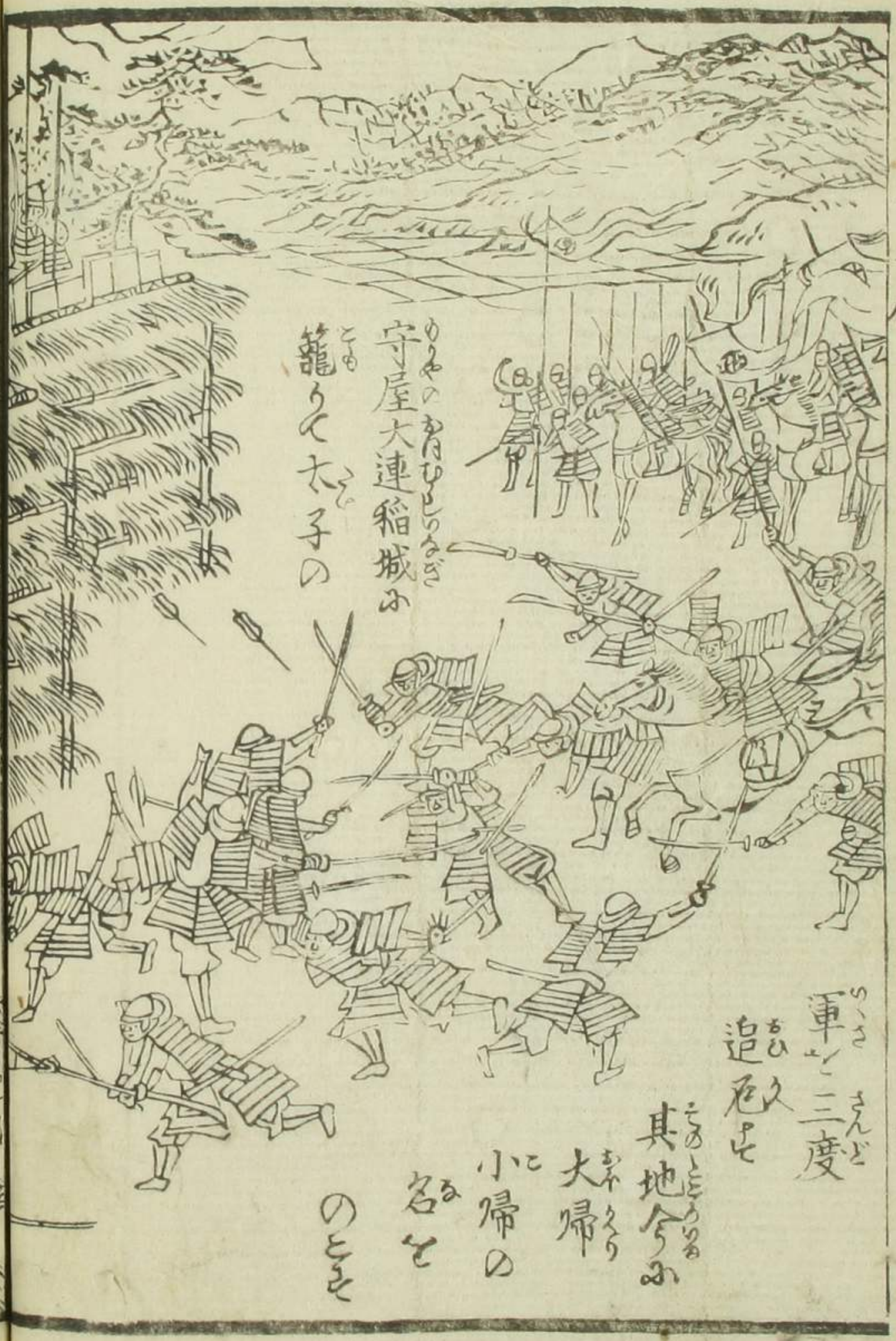


太子傳
 太子如金剛力士 智契聖文殊
 子 慈悲如觀音 忍辱如羅云
 十 說法如高樓妙 身輕如疾風
 飛雲如隼鳥 香如梅檀
 德 容顏如花 身林如楊柳
 かしは皇族の御者宿等宗の御者又例の牙衣の御者
 掛させの御者宿等宗の御者又例の牙衣の御者
 江の御者宿等宗の御者又例の牙衣の御者

んと詔市をせしむる大臣勝海を交うとゆふ一々もは藤枝大臣の
ゆるの帝の敷敷のまきり彼軍の語小憚るべきやとすむをれ
内子の白王子やがて豊国の法師某と内裏ふつむるを守屋大臣
よて大の怒り形もかへ勢との時押板跡の毛屎とゆふ者あは
えせまういそふちをささてまきける朝延の郡臣も佛と信ト
卿と林路ふさ入りとめく仇あさんとるるまきり心とゆふて
後油さしすひとこと人々むる大臣をささるる早々小園岡と
羅山那都の里の別業小輝ら且勝海を交と共計りく及逆と全東
宮彦人六兄皇子と麻田皇子二人とも皇孫と見詔一奉くとせらむる
の御さうけは及間の謀とゆふと勝海大夫へ及東宮小園岡の
辭とせせまうしそむ水流水流之を仕奉りけるを舎人跡見赤持
海が本心の忠あぬを知り宮をゆる命を伺ひてさう殺し採る大臣の
併乃と悪むのまふあはと穴穂部皇子と六帝の庶子白王子のまきり
帝位小布奉り我天下の控柄をとんとの大をありこのまゆ穴穂部
皇子敏達天皇の皇后額田部皇女と推古天皇小横彦慕あり非
の四女あゆ及えんと志ける三輪君逆とのあ拒とめく家中か入
ざりけむる皇子不平かばあ一藤枝大臣の諫言を用ひたる大臣
はさく逆と殺せしむるひたるもあはる今帝十死一生の心懐の
若其慮めさし干やとも起しつゝのあまうと消息あむる群臣評定あ
りたまひのくみ近国の軍勢を集めらる又鞍作部多須奈といふの
は福江平養の爲出候とて及と修ひ南河の坂田小寺とて大六の
像を造りて安置しなまご心定業ハ神仏の力あゆ引延 ぐくや同

大正十一年

日



守屋大連稻城の
籠りて太子の

軍三度
追ひ

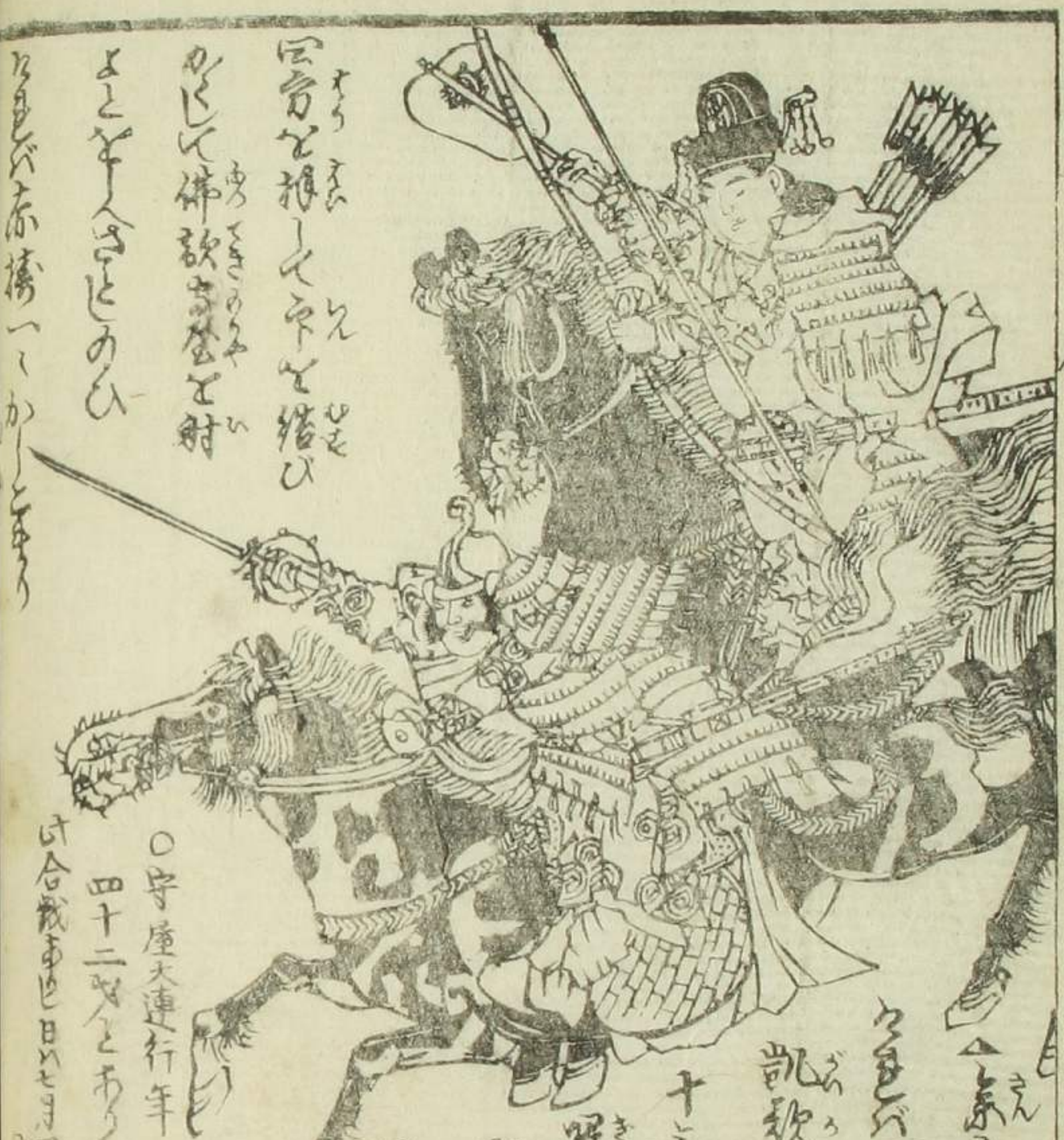
其地今も
大歸
小歸の
名を
のこす

月九日つゝ崩御ありて皇太子を後六月のり佐伯連丹經手本穴穂
 那の皇子ついで中より宅部皇子を奉る事ありし皇太子の
 と出の内皇太子本弓削の里にありし箱塚を家の四方にありし箱と
 万束移し皇太子堅固ありて従類一味の軍指籠り程返りかま集る
 因後国の軍兵山山五野にありて太子は後我大臣とて由法王法
 と僧督ありて皇太子とてと既軍陣の陣用とてありてせら
 上宮を殺あり従者あり誰ぞ伯瀬那皇子林田皇子春日皇子
 後我大臣紀臣磨巨勢比良史始賀抱史まの首藤馬那藤秦川
 中の大伴踏踏陪人平藤神子坂本糠子ま日臣亦志紀那とて
 のをふりしゆぬと太子の四方より侍を使者お立ち皇太子の
 佛法の帰信し心く野心とて皇太子の御座を宿しと和睦せんと
 とつゝ皇子とていふもひとて義伏せしよりあんなかりけり
 攻敵とて押しせり入の城中より由出迎ひしとて合戦の
 けしきも皇太子の城中より大なる板の写しのありて射
 兵軍兵のりも強勢あり皇太子達もさうありて皇太子は
 て引退くと太子は後我大臣曾三郎とてとて戦へる事と
 以上二の事をも引つりけるが一なる太子のとて危しきあり
 従者ありてとつゝ三務ありて野中より立息つて居りし
 通る太子一心の三世の法佛救ひし事とての事ありし
 様樹ありて根の旁より又解幹ありてつゝ左右へ解り太子
 おぼしこの事おかれりてつゝ口と聞し事ありし
 後解り又ひらけりて出りし事あり太子危しき事とて延のり

とつゝ皇子とていふもひとて義伏せしよりあんなかりけり
 攻敵とて押しせり入の城中より由出迎ひしとて合戦の
 けしきも皇太子の城中より大なる板の写しのありて射
 兵軍兵のりも強勢あり皇太子達もさうありて皇太子は
 て引退くと太子は後我大臣曾三郎とてとて戦へる事と
 以上二の事をも引つりけるが一なる太子のとて危しきあり
 従者ありてとつゝ三務ありて野中より立息つて居りし
 通る太子一心の三世の法佛救ひし事とての事ありし
 様樹ありて根の旁より又解幹ありてつゝ左右へ解り太子
 おぼしこの事おかれりてつゝ口と聞し事ありし
 後解り又ひらけりて出りし事あり太子危しき事とて延のり

急か四天王の像を作り頂髻の中におひとめめひんが我敵小徳しあひ
 護世四天王のをもよお守りも塔をも建立せんと誓ひて身入に獲紙大臣も亦
 法天の祈りも久再故軍と集めて攻寄りふ小徳も皆十分の勇意
 と生さるるあむす時時を稽する山人と山の精も亦と依る百姓の
 老人と兩人の加勢の中に入ると出さるる熱心な者も亦凡そあはれを
 天上の長年の際来りふ小徳と是れめめつひりつと決しと思ふ軍督
 大徳のいふもあはれをなす精進をひりつと矢面に射せよと突けども
 とよせと標ふめんを攻まると中やりのあまを添く思ふけし
 ありとふおれく太子の赤持の命を定めて弓の意の矢を放つ時天
 と作らるる眼を閉云くの呪を誦へ又地も俯く右眼を安んずとの文を唱へ





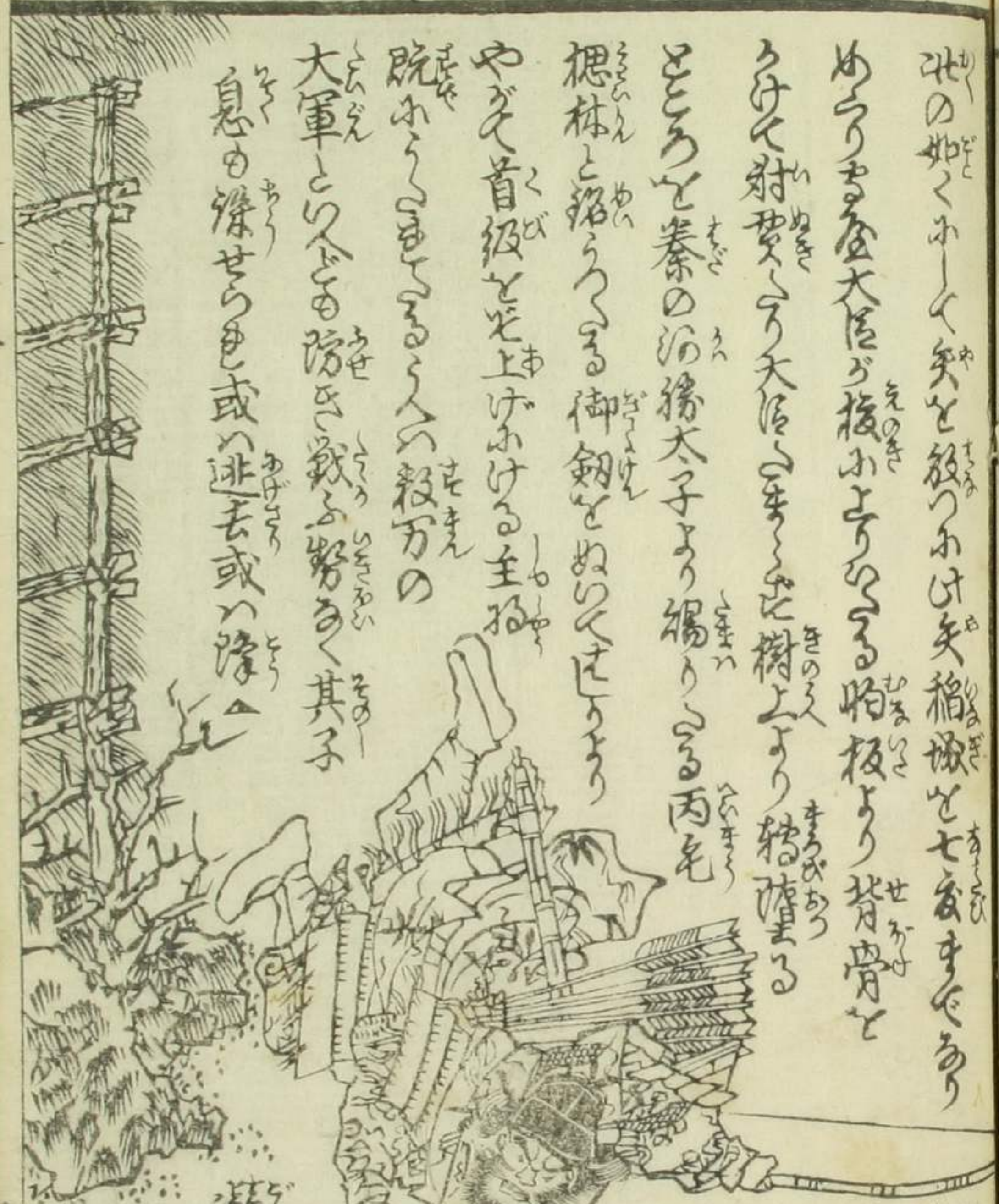
弓矢と相しつて中を繕ひ
かじりて佛談を登り射
よとや人さしめひ

○守屋大連行年
四十二とあり
け合戦あり日七月四日

一、素速に落ちたてり
とては彼に法軍習一同小
凱歌をうゑに庄補二百七
十人せ引せぬ混海小
帰陣せしむる

彼加勢あり三人の異人
の思ひ天と大聖文
孫并んたるを

太子勅ふかへ
のせの事ひき
全備の所



此の如く小く矢を殺つおけ矢指楯せ七をすまあり
ゆつりまを大匠が板小すりする物板より背骨と
ろひて射費しつて大匠のまゝに樹より轉墮する
ととろと秦の御孫太子より獨りする丙名
楸林と銘する御剣をぬくはしり
やがて首級をせ上げおける主君
既ふるももるも人の殺方の
大軍といふも防ぎ殺さず努め其子
息の餘せの色或は逃去或は降

代弓削
鞍作木の
散地十二万
八千六百
四十代津
国鶴田然
滋木の散地五
万八千二百廿
代とくく

没収し寺に五分に又田管十一万余町ありしに宅宅八分をけし法
 王法軍兵の勲功の賞に領賜し生捕の男女を出せしめて四十六宗
 の寺に分遣し又石山下の首級八つと法隆寺の土廊乾の寺に二つ
 柱の下の小櫃を以て奉りぬる同月廿一日用明天皇の御葬禮とありしを
 の小太子御變合龍を以て奉りし墓に創りしに愁傷かきりしに墓を
 磐余の池上ありし後推古天皇元年乙未七月九月丙辰石川郡破長原陵
 小改葬し奉りぬる八月二日小皇子欽明天皇弟十二の皇子に名泊瀨郡
 皇子と天皇の四位小弟奉る皇居八十市郎倉持の宮に太子に宿願
 する世津国玉造摩小四天王寺ありしに元興寺と建立ししに小首
 座大臣達の怨魂鯨と名に託祀と記ししに湖荒濱とありし海原と山崩
 寺と被懐ひのんともあがりしにけり○太子十七歳の時に百餘より

七十

八十

九十

十一

真心推令竹志定是又聆照令威惠心衆惠心宿乃爰令開木の信小公舎
 利とのみそを執らしめ又寺番匠鑑盤師瓦師畫師と後を授我大
 臣百餘の信小受戒の法を同若依尼小と被坐みつりしに學問修せ
 しめ花名真神系小寺と建て法興寺と号す○太子十八歳の時に
 冬の浦と東山及へをへ振夷の境まで巡見せしめ完人后と東海
 乃の倍某と北陸及へをへ國々の境をあしめさせぬ○太子十
 九歳の十月十日夜に元服ありしと後名傳ふあるしに招祿翁云けし時
 未冠服の割交後の如く云ひやうあるしにむけむ冠條有く童服と改
 る式ありしむか不えを被小け一乘ハ省さるるさむは年若信小
 百餘より有り様并寺小位立又出家するものありし○太子廿歳の時に
 十月四日帝先小親羅國小亡さむる任那國の官家と云ふ是ハと

太子傳

十一

かねての紀男磨巨勢比良夫大伴齋高塔鳥奈良小二万餘の
 勢を属流は系小遣一吉士令と新入吉士本蓮子と任那へ遣一任
 那のゆを向一ゆの太子二十一の心付天皇倉橋下居の系小
 内表と造景あるべきを伴らるるを獲我大臣かの地へさる山に
 小徒等え谷深く涸水流を車馬の往來小及狭く百友の出入る
 らひ多しかる一ゆ一ゆりさへと凍辛せらる帝不収小おれゆ
 せと後勢強大ある大臣の中さるるまはあらうひもさせぬ
 をせ十月四日ある人山嶽を献とるるを觀覽ありけるの時うは
 既と勢うとく朕が嫌し一かの小者を斬とるこのまひて己小大
 臣を殺さる心用をあると他をのめありて獲我大臣
 早くらくと守知り入しく系因せと東洋並船とのふ大力の者志

とも幸小愛せのまて常小の表小出入とるは者とあつげ殺せぬ
 心と傾けさせ帝を執奉せと命令をあるとて既入賊軍小取
 らと天位の名重あるとを忠告上月二日の夜に獲我小思入判
 奉るに捕申を出らるる小推咎むるのゆさるるゆゆりて大臣
 のまふかへるを遠くさるるをゆるりて人の殺害を好むるゆゆ
 足ふかのひるるるを後深と伺ひ大臣の娘の上罪を偷出さる
 墜して素とせり大臣の神かへるとゆゆとかりて怪しむ死し
 のゆり小思ひたるが後小船を偷するるととて既小和辱を
 くるるを懐くるととて一船をかめを産帝の捕樹小結つけ罪を
 責罵くると引け射殺せむと極て大臣を悪くし殺すを志
 ありせける帝横さるるる崩潰るまて天地も常響の如く發せ



けきと獲我大后の面おもひ
けきと獲我大后の面おもひ

皇助まうく皇祖の法を弘むるが
どの最人ある小君居上下の命を
まゝとて又吾身を刑せらるる
君と我まうく可らや太子の罪
皇なる大后の面おもひを知らるる
刑

一人を教へて罪を
との者
小科せ置しと冷きあらざうけ
大后の面おもひを
我大后三宮也作が教へ太子を



我大后三宮也作が教へ太子を

東宮未立せのとき皇孫の白皇子の中中より天皇の心位おとまり
力あふさし皇孫の皇子の中中より天皇の心位おとまり
皇后額田部皇女と結んで中より天皇日嗣知しめむとを
中奉る太子未立正月十五日六条以新百濟國より秋比呂倉新を
法興寺刹柱の礎の中にお置かせし事同日十月天皇太子とて
依君とて自ら女孫おきし事同日十月天皇太子とて
まゝ太子固禱しめし事同日十月天皇太子とて
の徳民権育の爲兼て三宮の母を具置する

太子傳



の任を奉かゝるのひたりとて太子を寺再建あり方四丁の大
 如堂ありとて又二月十八日天王寺を津国荒波の地の東に造ら
 後一より寺を大匠木の天竺勝持をより千石の怪言集り堂
 塔を啄と琢つひる多太子神を力をもつて大徳と化して遊遊ひ
 のふが故怪言再集らる今の寺啄いとてとてはさるる今ふ訂る
 まをけ荒波山四天王寺の雀巢とてとてとてとてとてとてとて
 此峰まゝとて寺啄まゝとて清氷衣より備此寺の西門に極楽浄土
 東の山相對とてりよ〇太子とて又の四時二月日天皇詔あり
 の群臣君の山名物の名小鏡て寺を建らとてとてとてとてとて
 多くありぬ太子へ平群郡勝村の富の小池をふかしてとてとて
 橋あるとて入直及と乾より巽へとてとてとてとてとてとてとて

写乃をの平且小糸田あり初夜内祝鳴交小降漸ありやう五里
 ありとる乃の中小窪田とよとの小町ありさやう小各寺とよとの山内
 の好山馬の肺香水を浴する交小とありとせえなるかろくかろくひけ
 るとそ又屏風村と過させさひなる小山口湯けもゆき合ふるは信水
 なるとの時太子供の侍のりさる弓とよらせのひ地とよと一宮らゆへ
 屏風水浴と湧出するさう小屏風の清水とよる居と建類と掲するの
 太子世田々の市村月ころ所浴へ長さ八尺圍五尺をわりの信水便とる
 信人引あげてめらうりさる宮小焼たる不異名教里小ありその香
 比較く好らけさる驚さそと引せその全本とよとくおへりちよ
 り朝廷小軟とそまうりぬ太子山後ありと巻留せさるせたるくこの
 身本小赤梅檀小とそ久南天竺の南海の家小生く其地ハ経壁教
 百丈峯石藏とと像え人の性をもよさる小ありぞ天竺小かいても極く乃
 かト釋迦如来心立世小初利天小かいて号像と刻し由同本ありとる
 白にて志げくさる紫の栴の如く実と勢古香との小幹と檀香と根と
 黄熟香との小水小沈むと沈香との小水小入て久しからぬと法香との小
 洗く水とひとくはと勢骨香との小今家期小け香本万里の波傳
 と分て深とさるす形小仏法と興隆とる功徳とよハ梵天常釋小下聖堂
 地林小天龍王小各各法とてつさるさる小ありさる小像と造る
 べしとる百海の藝作とよの小仏像小命せ正執香の像と造りあらへし
 たり吉野那比魯寺の本寺とを志る人常小光とあらへしひけ
 現光寺と云号するけ寺供養の時四天王寺法隆寺と云寺は時小
 今執乃ありなる小いづきの寺小由太子出たし手ひたり分身自在の

太子傳

太子傳



尾尾村小
天泉涌出る



淡路島小
深井水

ありありと記す所の権化といふも宜しき又五月高瀬国より惠慈法師叙化
 在太子師といふ公學研究ありて師も及ぶる深美と信のありて是れ及
 どころおあらむ又古来裁判とて疑獄と結海をるもの一人ありて是れは
 時不味ありぬ理非の對決と一問一答をてこれのこを極へとせしかやうか
 せよふいふとて彼へて此のありて一不裁明あるのみ分毫のるさ失ひ
 豊聡耳といふ名は士女のふあゆふはせり今年百海より狂言能来

る西僧者の教を信弘めり。太子二十五女の四時各十月法興寺大
 伽藍悉成。就この寺ハ、母后間人皇女の御願とて十年の御造り也
 けぬ土壇とつきける。時皇后かたつけり。も此夜の彼小土を入く運をせ
 ず。入りく中興寺と申す。金堂の南西に太子十六女の時の御願の次
 とらり。自二臂の如意輪観音と造りせ。力ひく。安二座せらる。又非人龍の
 あり。四供養の文書小あり。西方小華蓋の如く。紫雲あり。摩り
 東に堂塔を築い。夏しく五色とあり。竜のから。とあり。鳳凰の形と
 り人の形。富生のか。り。種々の相を現。トて又西の寺。小屏。り。ぬき。をの
 りの御。え。く。お。鳩。と。て。ま。び。け。り。又。か。の。如。意。輪。の。胎。内。小。皇。后。の
 御願とて。納めり。小惠。慈。惠。願。の。お。法。作。り。け。寺。小。住。持。積。成。大。臣。の
 子。が。徳。と。尚。寺。の。別。前。と。せ。る。と。て。子。の。太子。亦。五。女。の。五。月。法。苑。經

と。法。苑。經。に。説。く。所。示。す。の。御。願。と。り。け。經。一。部。の中。小。法。苑。堂。と。り。を。願。
 する。所。あり。所。り。ま。り。の。お。や。お。惠。慈。願。の。御。願。と。り。け。經。一。部。の中。小。法。苑。堂。と。り。を。願。
 卷。南。世。流。布。の。御。願。二。万。灯。明。佛。と。あり。ご。前。唐。国。御。不。持。せ。
 あり。二。万。億。灯。明。佛。と。あり。又。兼。之。の。偈。勤。以。大。精。を。捨。不。變。之。身。と
 り。お。句。の。次。小。供。養。於。世。を。為。求。に。上。恵。の。二。句。あり。今。の。御。願。け。十。字
 あり。今。子。我。使。者。と。傳。ふ。小。惠。の。か。の。經。と。り。け。經。一。部。の中。小。法。苑。堂。と。り。を。願。
 の。人。と。の。御。願。り。の。太子。亦。五。女。の。御。願。の。四。時。百。億。國。の。王。子。御。願。と。り。を。願。貢。せ。
 奉。る。つ。の。お。此。以。大。日本。國。の。生。身。の。報。者。薩。施。皇。太子。と。生。に。御。願。
 在。新。羅。の。嶽。小。飛。と。申。入り。と。ま。り。り。に。入。結。縁。と。り。け。經。一。部。の中。小。法。苑。堂。と。り。を。願。
 二。輪。山。の。妙。法。小。院。と。申。依。王子。と。系。入。り。の。妙。法。と。り。け。經。一。部。の中。小。法。苑。堂。と。り。を。願。
 ける。と。け。あ。り。と。り。け。經。一。部。の中。小。法。苑。堂。と。り。を。願。王子。の。後。者。須。知。摩。と。り。け。經。一。部。の中。小。法。苑。堂。と。り。を。願。

太子傳

二十五

名馬と云ふ常山妙馬

嶽より富士山と云ふ

西へは経り泰西の務

甲か又回司と云ふと云

りしが馬と云ふと云ふ

内覺と云ふと云ふと云

源馬と云ふと云ふと云

と馬と云ふと云ふと云

下句けり小赤梅檀の鞍

桐子丸の口と云ふと云

内帳と清のひ

太子け馬の

鞍のひとひ

と云ふと云ふ

室小赤

と云ふと云ふ

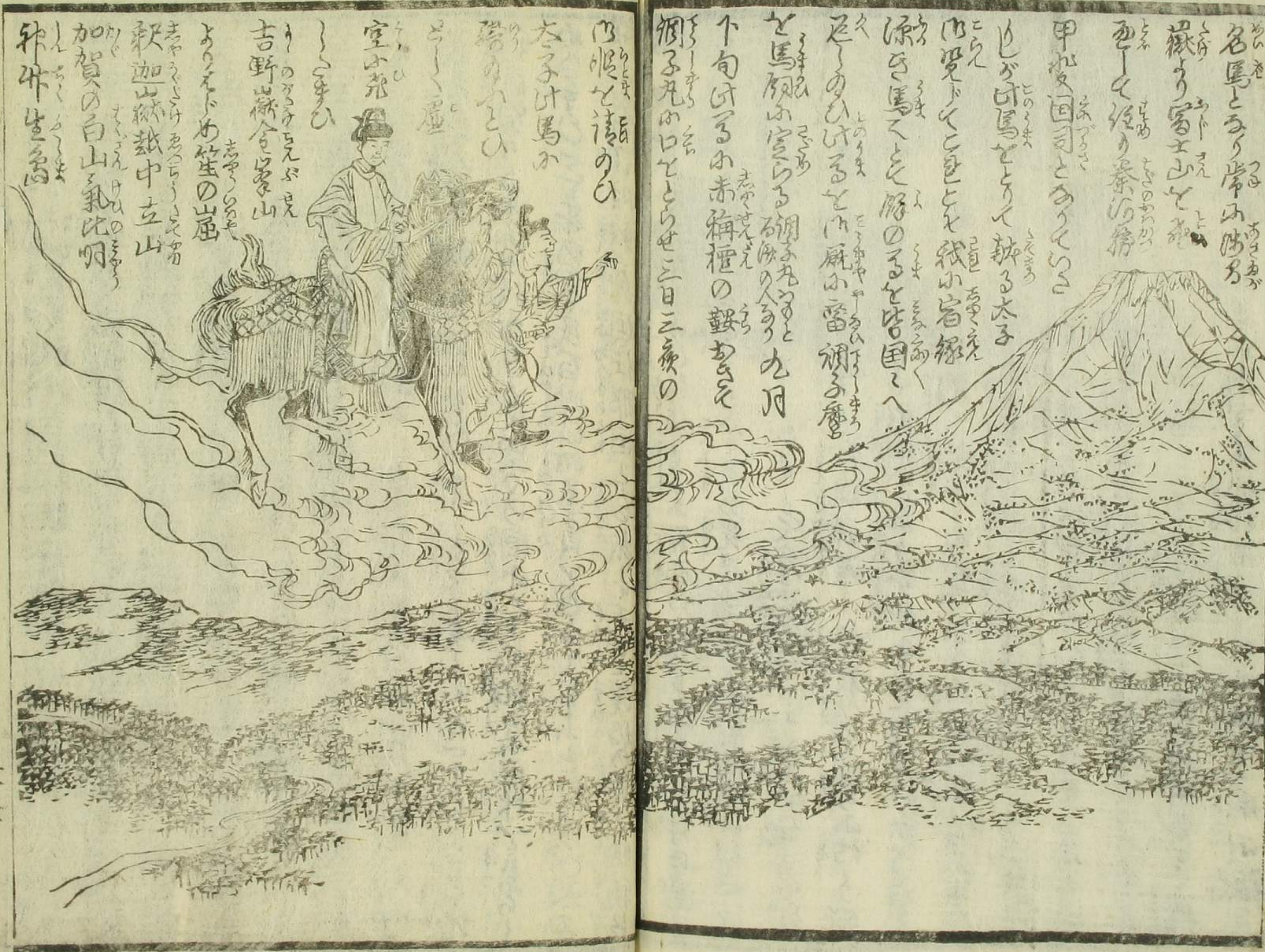
吉野嶽金屋山

よりのと云ふと云ふ

秋迦山嶽中丘山

加賀の白山と云ふと云

神井生名馬



大井天日吉七社加茂貴船吉四社熊野伊弉諾伊弉册熱田社富土依
 万麻高香をよきまじり出羽とあつてをまじりまかへて伊弉諾伊弉册
 高木美濃のともあはれとあつて相礼あり或は神をまじりてはるる
 一鬼と挫ぎ二日目の酉の刻ふゆり糸因してそのまじりてはるる
 せまふかく後世をよめらうせまひて一ふい國への境をあらう
 せんがくあ二つふい加藤建立の務地とせらうせのんがくあ三つふい
 とせらうせのんがくあ四つふいあやのたふせ八女の四時四月廿七日大
 地
 意ありく舎屋破とせらうせぬいまゝ太子奏くこのまじりてはるる
 神のいりてまじりあはれありとて四つふい國の令て地居の神とあらう
 めるまひ三年のる民百姓の心自負とゆはるるまじりてはるる
 大九女の四時
 太子傳の軍勢と屬事一任那と越えぬの心
 系せし後日本磐城のけいせい程多し
 女の時二月
 東班の村ふあはるる宮室を造るる
 省ら思世人ふまじりてはるる一切の元生を救えぬ
 のうまじりてはるる
 一海の二海
 △招福
 二のありく又くふ宮地
 記のありく
 ら日国元

一

中久と天保昨坂本の糟子と勅使とて連立九月也... 同日の間に間隙者... 斬殺... 野國... 天子... 天子... 天子...

安藝の宮... 鎮座... 本...



安藝の宮...

二

見よかきとて 隆のむらからとて 又えたりなる
 かやどの 突比るは 大伽藍 遠くあはれと
 先假名とて 立てやうのひけ 辺の地 形を
 此後一川 務めおせ 浄刹を 造りせむ
 せの 人推古天皇 十六四年 卯酉 十三年と
 云く 堂落落成 一十年 秋 終



六二五

九二五

国より献する金銅の御勤并三尺あるを金堂の本とせし儀つひは
 放ち種々奇異ありし事ありしを御覧み人の御礼とせし事ありし
 中への戸帳の事ありし事ありし如意満と川流儀ありし事ありし
 金堂小安造せり今東の御りけ寺と廣隆寺又増長寺といふの太子世四
 の山時丈六の御像二軀と造らせし事ありし御像ありし御像の
 事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 黄金三百ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 二十八月の夜四月廿六の御二神とも造らせし事ありし事ありし事ありし
 安造せんとせし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御像奇ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 奉為小出家一はう映為め見とせし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御像と造り大心小合ひ又戸とせし事ありし事ありし事ありし事ありし
 の冠位とせし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御らけ事ありし七月天皇太子と御像ありし大内ふかひと二日の御勝勢力
 御と講せし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御殿の中央小安造ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御らけ事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御殿の中へ天皇聽聞せし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御らけ事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 野の御殿と初月御を客群居りし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御の御殿と初月御を客群居りし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし

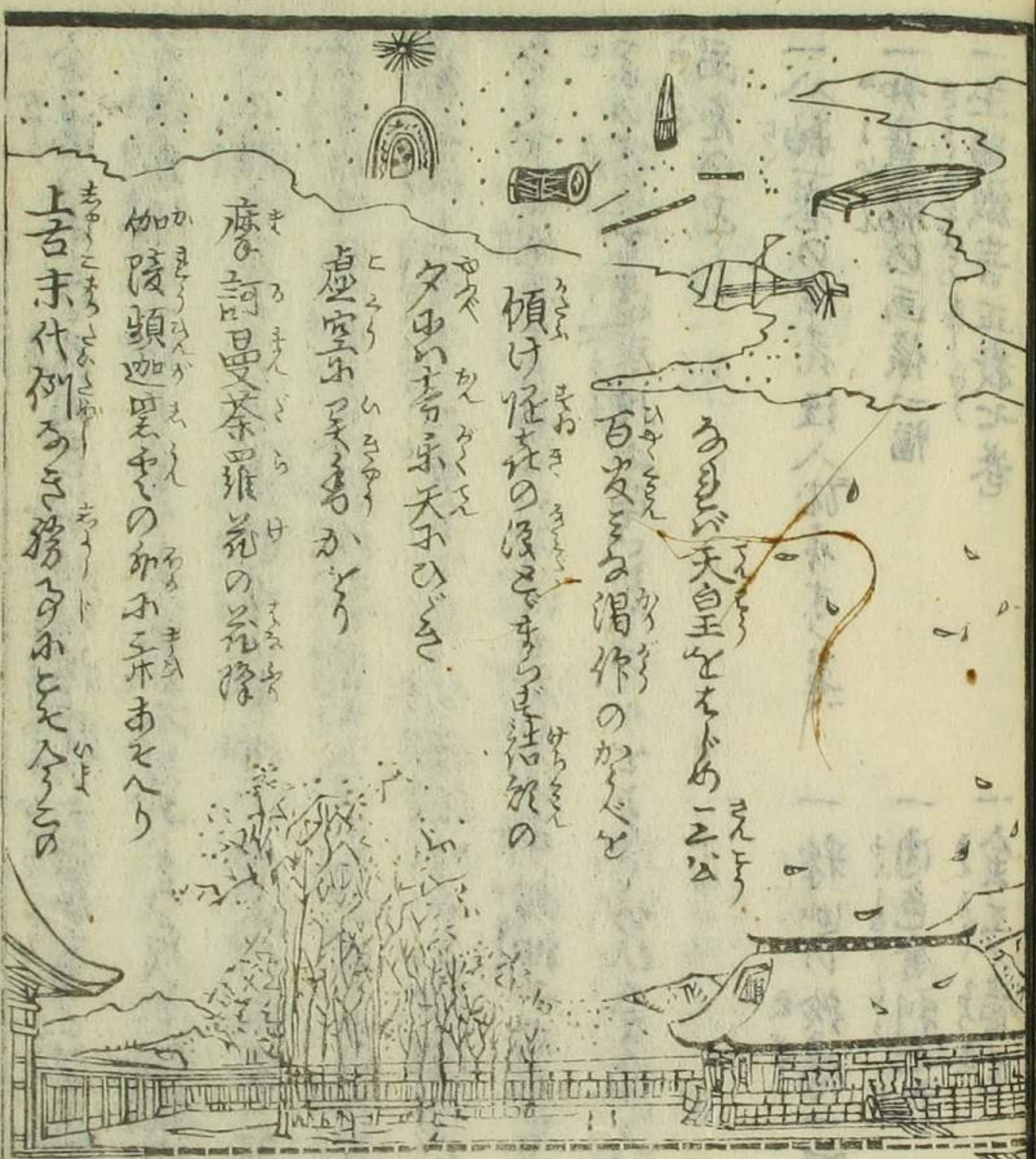
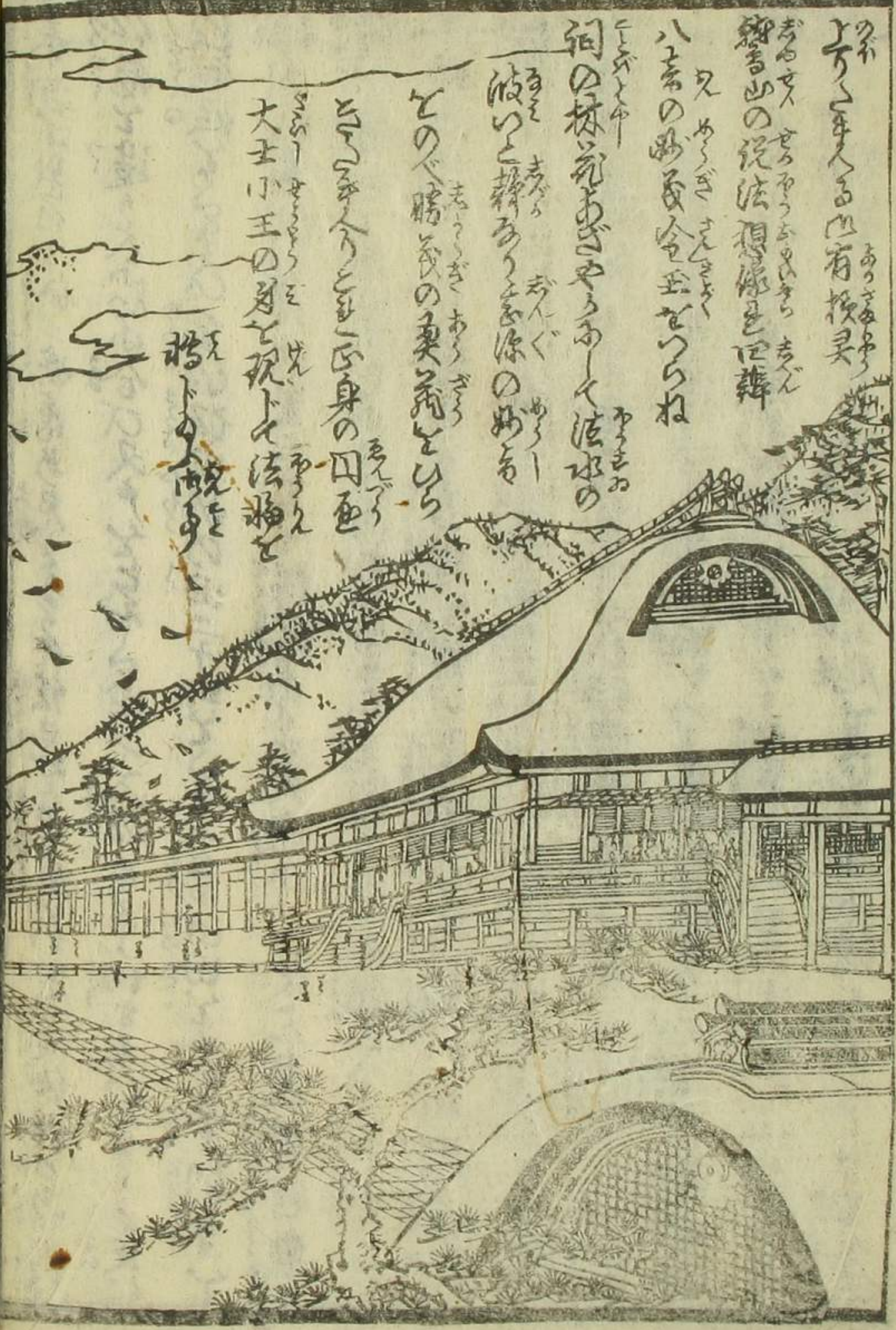
奉為小出家一はう映為め見とせし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御像と造り大心小合ひ又戸とせし事ありし事ありし事ありし事ありし
 の冠位とせし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御らけ事ありし七月天皇太子と御像ありし大内ふかひと二日の御勝勢力
 御と講せし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御殿の中央小安造ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御らけ事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御殿の中へ天皇聽聞せし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御らけ事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 野の御殿と初月御を客群居りし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 御の御殿と初月御を客群居りし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし

太子傳
よき人なるは有様
おのまへせらるるは
御書山の説法想像を
又ゆゑに
八王の御書金玉を
御の御書金玉を
御の御書金玉を

御の御書金玉を
御の御書金玉を
御の御書金玉を

御の御書金玉を
御の御書金玉を
御の御書金玉を

御の御書金玉を
御の御書金玉を
御の御書金玉を



太子傳
よき人なるは有様
おのまへせらるるは
御書山の説法想像を
又ゆゑに
八王の御書金玉を
御の御書金玉を
御の御書金玉を

太子傳
よき人なるは有様
おのまへせらるるは
御書山の説法想像を
又ゆゑに
八王の御書金玉を
御の御書金玉を
御の御書金玉を

太子傳

入唐揚のあことせぬぬまの天和国橋寺の大講堂ありとてちまふ宗本支子
 く法華經をも講し人入天皇が布さふらふらびひの揚國の田四百町を
 不承能のふた子とて遊藝寺小の附しふふ○太子二十六年の巳時五月
 前生の財の内奉る四指指本を唐去へるふきむらふのあふ八徳列南岳般若
 堂おぼし二万余人の衆ふとの念深法除する思深除とのる授化のる信
 あり今皇国お生息となまて後にお生のふ御細ふまのせまふひ今交小聖珠
 子の大臣と唐使小をいけりともくひひるせくつらふは指素るべき
 品友のどし

一八軸巻の法苑經入沈唐本集
 一釋迦の繪像一幅

一如意輪の画像一幅
 一肉色舍利七粒
 入福壽堂

一玉曲線言正教七卷
 一金玉ノ鹿尾

一碎珠石鉢一具
 一金香燭

一金錫杖
 一旃檀經臺

一赤梅檀脇息
 一水瓶二口

一瑠珀珠粒一連
 一七星利劍一振

一赤梅檀念珠一連
 一建陀羅穀子の袋

以上目錄をよむかむをいふはなほ未だ命令はらふ妹子の大臣
 の難波の洲より船をわたり日教をきて日本の地をたもまへる百瀬国小と
 智月王の對面して色より唐女といふの南唐小かへり赤縣の南とて福のつ
 ひふ南岳ふらふ般若般若小のなり系西天素寺小と云ふの由を信らる
 此寺子中今の寺のこの僧二人ありこのうを兼り大臣おふ子のゆき
 三衣木と名僧おあるふは名僧お生じひとけしは疑ふふはしたたとの

太子傳

三十四

奇異とてわろく感さるゆかたより、般若堂の

北ある岩屋よりお坐の仕具とて来り来る小

此目録不字ハ大倉うけとて後、旧録

よりく相見ある小部にて教へさせ

かひいふゆゆくおしめ措き

松室とのふ本の後、小部墓

ありよしくとてさきま

光傳、小部別を告げぬと

の及と帰りのち、三十七世の

四月、小部より、席相せらるる時、

傳云、国号と清とて、以國王と賜帝と云

使者、非長世清、ホ十二人

味子、大長とて、その小

来り、此の班、鶴と云

此、夜殿の例、小部

の堂あり、夏殿と云

太子、世七世の秋、九月

釋、信小部、ひの、の、年、う、く

去、色、味、子、み、来、る、と、こ、の、ス、の

法、弟、經、ハ、我、亦、子、の、信、の

持、經、少、く、こ、の、信、富、業、小

因、く、睡、の、痺、あり、或、冬、▲

▲火の事

中、け、經、と、よ、み、居、眠、く

丑、百、才、子、品、あり、歡、喜、未

嘗、有、の、有、の、字、と、其、不、在、け、會

の、會、の、字、と、火、小、く、燒、う、る、事

と、の、經、ハ、光、傳、ど、の、を、錯、て、お、こ

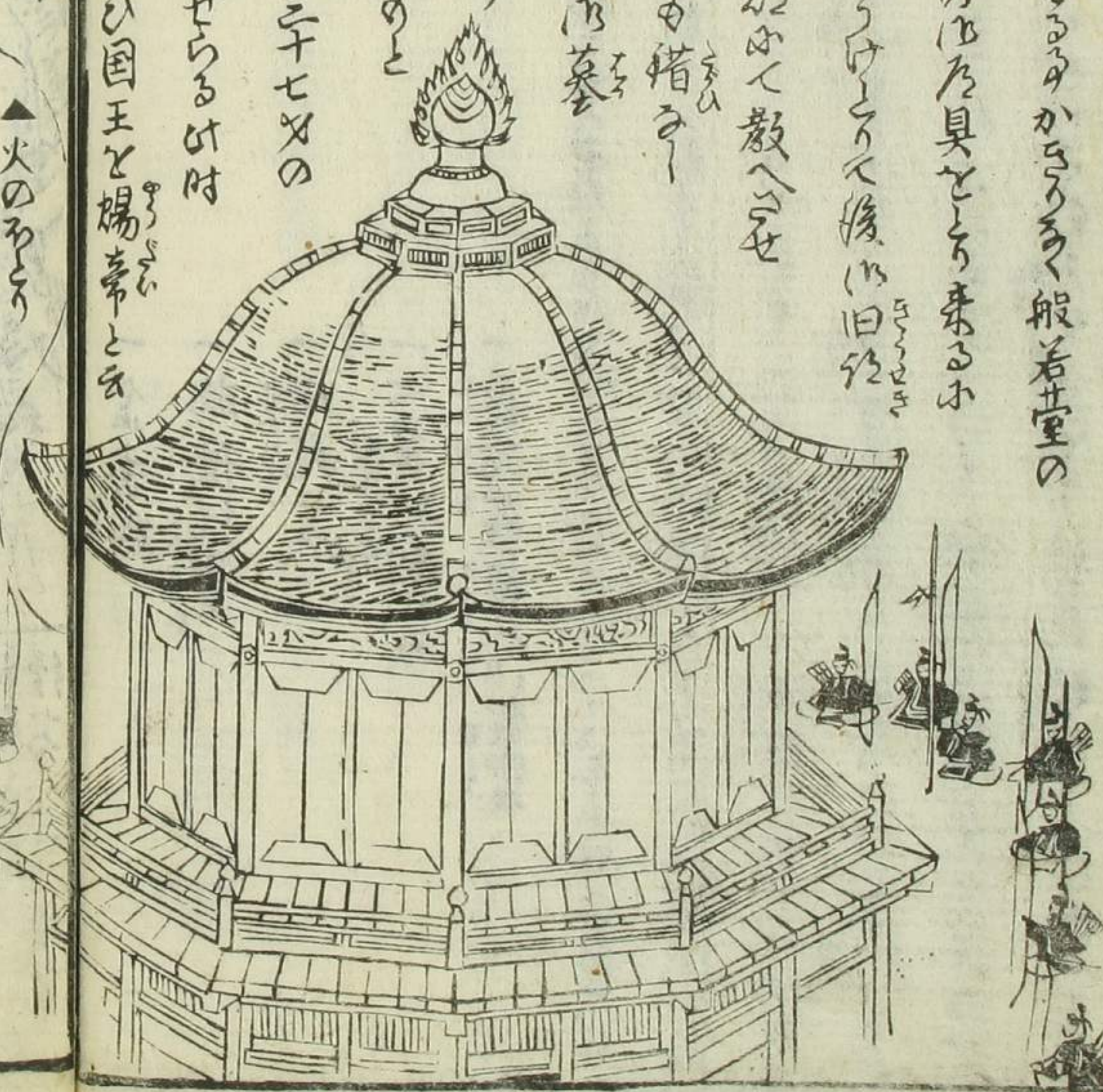
せ、る、く、さ、り、と、て、再、り、か、へ、小、部、へ、と、の、あ、ま、さ

る、小、部、あ、り、と、て、是、は、八、角、堂、小、と、り、七、日、七、世、の

乃、定、入、魂、と、海、弁、小、つ、ら、へ、つ、る、經、と、さ、り

と、の、經、ハ、必、く、色、を、經、り、と、せ、へ、つ、る、と、の、こ、の、ま

ハ、堂、小、入、ま、り、と、清、土、小、ち、ら、い、あ、う、ち、よ、り



大正...



戸と岡がくまのいぬ官人回方とる度一息
 ともえ本ちりおるふ八日船内より飛を
 ひらうせらまひくせを後の人をかき
 く心堂の中をそそくするふ
 出つく急のう入ふ一紙一巻の
 法氣經勿忽燃とてあ
 らつせうちまふ人を
 める世經文の功徳と
 してこころをい
 後作らむ時の持
 經一巻の贈り

結縁とて一とに被あり惠慈法師由來りておえしをる二十八品令玉
 せつらね六万九千二百八十四字とてく光明とて一と番の点画星
 とつらねるがらうらうらうの太子二十八年四月廿日晴曼經の流を割り
 のふ今こそを後流といふ又法花經の流とも作りのふ一紙四巻上又後
 流とるがけ世おふふ一と番の系書に山嶽大兄とてふとてひけり
 ○二十九日の内二月三月を藤原より皇御法定の二倍奉給法
 隆寺におさすしゆこまり九月黒船おめさるる小治田の内裏小集りの
 ひし小下りの内時お弱るるた子の内柳をいさう踏らうとまよして練由
 合せむ水の飲本を身を毒眼とていさ倒あて七日お多のぬたさか
 くことこりめ一あを世のゆあうらう柳と平食しつら心やまらか
 べーとのしまひくせがらふかふてめをひらきこのとてくゆをありふ

この日の

いんち



いんち

のかさり

天徳小

徳の人

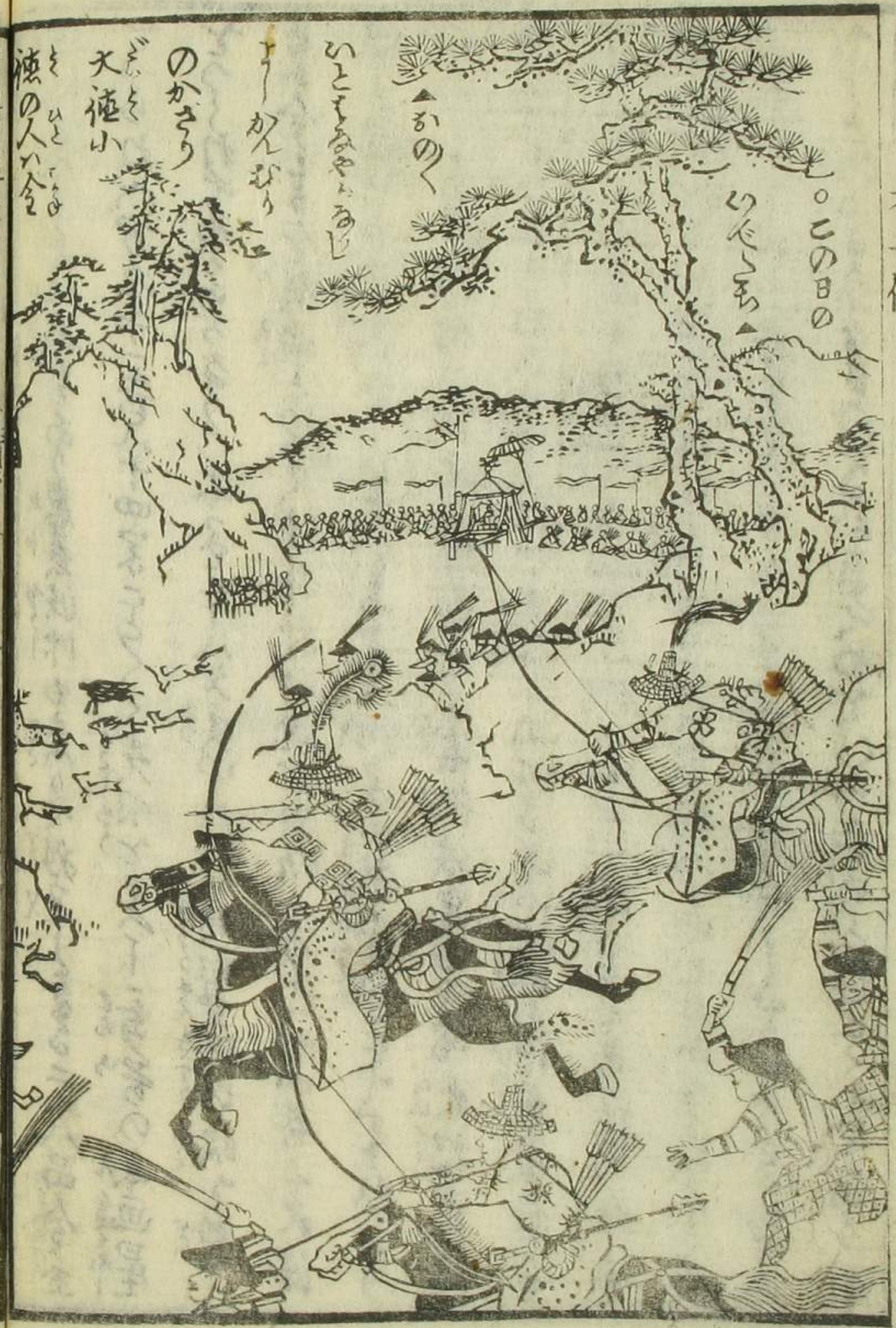
大仁小仁の人へ

大仁小仁の人へ

大仁小仁の人へ

大仁小仁の人へ

大仁小仁の人へ





のからふあらん
なりとひたり

け人の天竺の菩提達磨

君ハやあまの叙小剣て卧せ其旅客噫
 鏡人天小よりこびし是の歌とくよめる
 班徳や富の緒川の終るを秋大君の山名に忘まめ
 ちまぬりこすひて後心易くまぬ人を行ふふつり
 いくえせしめのみかかの者や中々死去しうち大御
 志まとの如小理葬せせぬひ五七日後入道智とめ
 かの知人ハ人といふかめをまじり丹の化現ある
 是春の中うまをまよ工の使者所見
 暮せつれさる小披しおれ後とくま
 我せ中出死骸を使者に取とめ
 是りかくとせさるあまとのすひて又此をせりまけ



○大子甲子之ヲ自金沈也梵網經一節の事
秋八月獲我大臣大孫
くは三カ死一生の作あり天子功德と積て病を平癒ありぬと持寺中法苑
経撰歌一カハ千人の男女を勸めく出承受誠せぬのみと云ふより大匠の病治る事
と信するより四月のころ信まひの山推返り人八と云ふひたる不出林
威の久々の出現して三弄うみてりこの事せうくと云ふ所はれぬと云ふと獲我
者との小計時の又ハ法隆寺あり○大子甲子之の春法苑経撰歌撰作しを
そのめい物ありや冠とてく世に威を蒙りては流るる
法苑の源を流りて天白王威威がたりて後屋敷備と法苑とをて獲我大
臣の執奏ふ事ごひ播田国伊保部佐治の庄三百六十余町を班給ふと改め
ての事ぬこも悉法隆寺の事○惠慈法苑とて一月由日本国へかへりぬ
法苑の後流るる所法苑の礼とて種々の事室と云ふひけり○大子甲子之

八入寂をせよと身ぬと心散見の事あり持の事とて後寺小僧の人中あり法隆寺
ふハ有岳如来の十六種法苑維二持經曼經の曼疏の茶本山自草の種種撰
いれよの法と利て外題はしと事入り○大子甲子之の四月八日又小墾田の内意なく
勝經曼經と持トの人持法苑とて法苑執りあり分明除る事ありと云ふ
やの事とて法苑とて法苑とて法苑とて法苑とて法苑とて法苑とて法苑とて法苑とて
石の上居て嘔せよと人個又その法苑の首尾と云ふ事あり○大子甲子
七カ十月昭の犯あり自己入るは唐土大く六年生變り今生ハ七を圓あり
妻細かつらと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事あり
いやく成たる所いやく成たる所いやく成たる所いやく成たる所いやく成たる所
あつたもの入りと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事あり
中つた交らと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事あり



の相不吉の縁改めんと
 のあぢきのいさま
 恒に改めんと
 常を改めんと
 孫のお孫を大なる罪業
 殺し改めんと
 のいさまいけり九史のうき
 ち子四十八の喜再驛
 める道国をめぐり
 寺にお田畠を寄附し七日を人たす

いづる塔の心程をたて御供養供養はまこと天を地をわたり二月流星天を
 声有て地をひかき雲をひかき星十方か花月中か入まきし二月
 志する所の功徳をみ集り啼き悲し泣く池の水血の文かきまき浦く
 真死し七月洋国の漢父堀のかんおまをうらあやこののどろり
 如して人おあま真中あまのこの松長松なるうせりて
 まうとくかのおまは十九の二月二日花葉をのよみて
 幸あり日菜の肉五葉をのよひたまひしおけり最後の
 かうとくかのおまは真中あまのこの松長松なるうせりて
 ある所常なるまのい名松の所流葉とありお上中下の人を
 いとまゆかりありかゝるおまの年をきりかき五月あり朝日天
 あつらひしうきまき一文餘り形跡尾おれり百海国のた飲と



一日天皇み奉
 一

ありくまの虫む旗と十のめん
 唐土上代の悪王某の旗の
 形ありたる荒神の後七のあ
 あり軍記の皇子孫の王
 是年た子孫我大はとどゆか
 強く皇朝神代より此代この
 天皇は下国造ホの
 一代の記を撰録し
 のみ見を替留す本
 紀と号のたろ五十第春心心ち



久世茶を誂し平ひり其の天皇ましく其茶一千解種せらるる事あり其子一割
ゆふしめらるる合草に四天皇の藤原院の病者小治し一年又清浄のこころあり
ゆふつら仁教の本名をのこ遺すあり寺院と崇天皇本由つりなむあかひ二月
廿日の言ひつる給れとてゆふし清浄の臣の御取つかへ渡取のしせらば死と
ゆふし御恨まぬのしせらば死とて御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ひけり遊ふとてゆふし女をばめ侍居るを御相有友天小作らば御侍くあり
悲しき事天小作をばめ御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては

御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
かせしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
志んすけりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
かどりあがりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては
ゆふし御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては御取つかへしめりては

大正

四一

招福云假名借ゆ世日と二月廿日ゆふし異説く日本紀小治し廿五日と

か正しと云へり又一傳に九年四十九とあり論あり答を

聖徳皇太子十七條憲法

一曰和を以て貴しと許さるるを宗とせ人皆黨有亦達者少し是以或いは君父の順へむを陳里の達徳王に上和を下睦く諧とらふ事を論せん

二曰篤く三室を教へ三室の法信より四生の終の帰万国の極也何の世の人の貴ざる人としてを悪し鮮く能く教むは後かすよ室小降むは

三曰詔を兼く必謹君の天に比べ天を以て比載せ四時行乃万歳あると云ふ地天を西漢と云ふは天を以て比載せ四時行乃万歳あるへは小麻飛くかむが故小詔を必慎め謹むるは自敗む

四曰群卿百寮礼をのりくかとせよ其民を治る本に要私あり上礼をれば下

五曰飡食を絶欲を棄く明小訥詔を棄せよ百姓の一日あり一日を

六曰懲悪勸善の典あり是以人の善を懲むと悪を懲むは必匡を以

七曰人名任掌するあり徳へりかむを賢哲友小任を以て須声人起り奸者を

有云禍孔鯨一世亦生るがらゆく知るのの少く冠念と誓と作るより大

く人を治る必心治まる時急後より賢人遇へる自寛くけ小國て國家永久

社稷危むは故小古聖王の友の爲小人と求め人の爲小官と求め也

八二曰難御百僚早朝日晏退よ公の鹽る終日を難く是以遅く給るハ

急小速も早退も必事也

九二曰信ハ是義の本之毎事信ありて言成致要信あり群臣共小臣

あらはるるや成さる群臣信なけむ百の悉致也

十二曰念を修賤と乗人の遠くを然らざる人皆心あり心各執と有被是る

目が我疎く我是る多被疎あり我必也小疎を被必也非を共小是

元吏耳是疎の程非徒定へる相共小賢あると之強の爲るも如く

是以被小賤とくも還て我失と悲也我独給るのとらよも元小後て同

く々奉せよ

十一曰明不功過は常一歩計必歩日若く歩るも功あるは歩るも罪あるは

せざるも功を執解の如く賞罰を明かさへ

十二曰國司國造百姓を致さるも國小二君あり民小吏も臣小大也

民の王も臣とす臣の官司の官日其王臣へのを致く公こととも

百姓を致歟其

十三曰法及不任も者同職掌と知るも或の病或の後くも小國の如

あり知るもことと知るも日と知るも日と知るも日と知るも日と知るも

おありさるとりつくと勢を妨るるも勿也

十四曰群臣百寮疲殆あるもあつは我既人て廉人亦我と如く癖の

見其極るを知らし所以智己不勝日不授ひ也己不優日不嬖也

以昔ゆく賢も過まむと千載ゆく一聖と治るは賢聖と治る

くくといふ國を治る

十五日 秋の首く公の向ふは是臣の及る元吏人私あは必服あり
其必同らる同らるは私とありく公と務げ憾犯れは新く遠くは
と書を放し初素お下和務と云ふは其亦是情を
十六日 曰く使京時と云ふは古の良典也放ふ冬の月留あり以て民
と使へる春より秋より農素そく民と使へるを農辰ありぞく
十七日 曰く大なる福改るべきは必死と論せ今くは是は怪し
是かくは唯大なる福改るべきは必死と論せ今くは是は怪し
子由小相承ふと云ふは祥則理と云ふ

己上

太子御畧傳終

